

山梨県公報

号外第二十三号

令和五年

三月三十一日

金 曜 日

目 次

教育委員会

- 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の仕事に関する規則等の一部を改正する規則……………一
- 山梨県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県立図書館運営規則の一部を改正する規則……………二
- 山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………二
- 山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令……………二
- 簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等……………三
- 教育次長等専決規程の一部を改正する訓令……………三

教育委員会

山梨県教育委員会規則第五号

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 手 島 俊 樹

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則

(山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則(昭和三十三年山梨県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「政策企画監」を削り、「高校教育指導監」の下に「学

校運営支援統括幹」を、「副主幹」の下に「特任専門員、情報教育推進官」を加え、同項第十一号中「第九号及び第十一号から第十五号に規定する専門的業務等」を「第四号から第十号の規定により従事する業務」に改める。

別表第一県教育委員会事務局事務職員等の項中「政策企画監」を削り、「副主幹」の下に「特任専門員」を加え、同表県総合教育センター事務職員等の項中「所長」の下に「学校運営支援統括幹」を、「副主幹」の下に「情報教育推進官」を加える。

(山梨県総合教育センター管理規則の一部改正)

第二条 山梨県総合教育センター管理規則(昭和四十六年山梨県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「情報教育部」を「ICT教育支援センター」に改める。

別表情報教育部の項中「情報教育部」を「ICT教育支援センター」に改め、同項

第三号中「相談」を「相談及び支援」に改める。

(山梨県教育庁組織規則の一部改正)

第三条 山梨県教育庁組織規則(昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第五条中第二十五号を削り、第二十六号を第二十五号とする。

第五条の二に次の一号を加える。

十四 山梨県総合教育センターに関すること。

第十条第十七号中「第五条の二第十四号」を「第五条の二第十三号」に改める。

第二十二条第三項中「政策企画監」を削り、「又は高校教育指導監」を「高校教育指導監又は特任専門員」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第六号

山梨県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 手 島 俊 樹

山梨県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

山梨県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十七

年山梨県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第四条から第六条までを一条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の一条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付の方法等)

第四条 情報通信技術利用条例第三条第五項前段の規則で定めるものは、地方自治法

(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者(同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。)に手数料の納付を委託して納付する方法とする。

2 情報通信技術利用条例第三条第五項後段の規則で定める期限は、納入の通知が手数料を納付しようとする者に到達した日から七日を経過する日とする。ただし、同項前段に規定する電子情報処理組織に障害が発生したことその他の事情により前項の規定による手数料の納付が困難であると教育委員会が認める場合は、この限りでない。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第七号

山梨県立図書館運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 手 島 俊 樹

山梨県立図書館運営規則の一部を改正する規則

山梨県立図書館運営規則(平成二十四年山梨県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「山梨県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

第三号様式及び第五号様式中「大正・昭和・平成」を削り、「山梨県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

第六号様式及び第七号様式中「山梨県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第三号

庁 中 一 般

教育事務所
県立図書館
県総合教育センター
県立学校

山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 手 島 俊 樹

山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令
山梨県教育庁行政文書管理規程(平成十八年山梨県教育委員会訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第七項第四号中「山梨県個人情報保護条例(平成十七年山梨県条例第十五号)第十四条第一項」を「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第七十六条第一項」に改める。

附則

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日前に山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年山梨県条例第五十号)附則第二条の規定による廃止前の山梨県個人情報保護条例(平成十七年山梨県条例第十五号)第十四条第一項の規定による開示の請求があった行政文書の保存については、なお従前の例による。

山梨県教育委員会訓令甲第四号

庁 中 一 般
県 立 学 校

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 手 島 俊 樹

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令

山梨県立学校処務規程(昭和三十六年山梨県教育委員会訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。
第二十一条第五項第四号中「規定による開示請求」を「規定による開示の請求又は個

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第七十六条第一項の規定による開示の請求」に、「当該開示請求」を「当該開示の請求」に改める。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会告示第一号

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等を次のように定める。

令和五年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 手 島 俊 樹

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等

山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年山梨県条例第五十号）第十九条第一項の規定により、簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称、記録項目、閲覧期間及び閲覧場所を次のように定める。

個人情報取扱事務の名称	記録項目	閲覧期間	閲覧場所
一 職員選考採用試験	総合得点及び順位	合格発表の日から一月間	総務課
二 公立学校教員選考検査	第一次検査の検査種別得点、得点合計及び順位（不通過者に限る。）並びに第二次検査の検査種別得点、得点合計及び順位	検査通過者発表の日から一月間	義務教育課
三 県立学校実習助手・寄宿舎指導員選考検査及び県立盲学校理療科教員選考検査	検査種別得点、得点合計及び順位	同右	高校教育課

四 県立高等学校入学者選抜（全日制課程）

面接、作文、特色適性検査、特技若しくは個性表現の評価の段階又は科目別得点及び得点合計

入学許可予定者発表の日から一月間

志願先県立高等学校

五 県立高等学校入学者選抜（定時制課程）

面接の評価の段階又は科目別得点及び得点合計

同右

同右

六 県立高等学校入学者選抜（通信制課程）

面接、作文及び筆記検査の評価の段階

同右

県立中央高等学校

七 県立特別支援学校高等部入学者選抜

面接、生活動作検査、機能検査、作業能力検査若しくは学校長が定める検査の評価の段階又は科目別得点及び得点合計

同右

志願先県立特別支援学校

附則

（施行期日）

1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。
（口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の廃止）

2 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等（平成十七年山梨県教育委員会告示第三号）は、廃止する。

山梨県教育委員会教育長訓令甲第一号

庁 中 一 般

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 手 島 俊 樹

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令

教育次長等専決規程（昭和三十二年山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「、政策企画監」を削る。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番